

# 隠岐の島町レンタカーガイドライン

## 1.目的

新型コロナウイルス感染症により経済的に影響を受ける町内の事業所について、国が業種別に示したガイドライン（望ましい「指針」）を基本に、隠岐の島町に合わせた内容のガイドラインを作成しました。

そのガイドラインの各項目の対応について、事業主の皆様にはチェックリストによるチェック（評価）をしていただき、それを協議会へ提出してもらいその内容により「新型コロナウイルス対策に努力して取り組んでいる事業所」として公表し、消費者の皆さんが少しでも安心して移動、外出等に利用できる事業所としてPRしようとするものです。

もちろんチェックリストの提出は任意ですが、隠岐の島町の事業所が一丸となって取り組んでいることを、島内はもとより島外へアピールすることで安心安全な経済活動が取り戻せると考えますので何卒よろしくをお願いします。

## 2.講じるべき具体的な対策

### （1）感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整えるよう努める。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集するよう努める。

### （2）健康管理

- ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機を要請する。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。
- ・発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、出社判断を行う。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

### (3) 通勤

- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を留意する。

### (4) 事業所内

- ・レンタカー受付時は、従業員と利用者の間をアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、金銭のやり取りについてもコイントレイなどを使用することを推奨する。
- ・従業員が、できる限り2 m（最低1 m）を目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置するよう図る。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク着用等の対策に努める。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置するよう努める。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1 mあける等の対策を検討する）よう努める。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・外勤は極力人混みを避けるよう努める。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残すよう努める。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1 m以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わないよう努める。
- ・事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

### (5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けるよう努める。
- ・休憩・休息スペースでは、マスクの着用を励行する。
- ・食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

## (6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を図る。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示することに努める。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらうよう努める。

## (7) 車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行う。
- ・ 事業用自動車内のハンドル、座席、ドアノブ、カーナビ等、利用者が頻繁に触れる箇所については、消毒をする。※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ 鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

## (8) 利用者に対する協力のお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 乗車に際しては、利用者のマスク着用について理解と協力を求める。

## (9) 感染者が確認された場合の対応

### ①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

**(10) 送迎時**

- ・送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置すること等により乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

令和2年6月4日

**新型コロナウイルス対策連絡協議会**

**【事務局】**

隠岐の島町商工会

TEL：08512-2-1157 FAX：08512-2-5984

(一社) 隠岐の島町観光協会

TEL：08512-2-0787 FAX：08512-2-3950